

自己資本比率に関する事項

三井住友フィナンシャルグループ

自己資本比率は、平成18年度末から「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成19年度末から先進的計測手法を採用しております。なお、平成19年度中間期末は基礎的手法を採用しております。

また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

連結自己資本比率に関する事項

■ 連結の範囲に関する事項

控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項（連結自己資本比率（第一基準））

当社は連結自己資本比率の算定に関し、平成18年度末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号）に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、連結自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が連結自己資本比率そのものの適正性や連結自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(単位：百万円)

項目		平成19年度中間期末	平成20年度中間期末	平成19年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—	—
	新株式申込証拠金	—	—	—
	資本剰余金	57,869	57,759	57,826
	利益剰余金	1,491,378	1,761,220	1,740,610
	自己株式(△)	123,855	124,240	123,989
	自己株式申込証拠金	—	—	—
	社外流出予定額(△)	44,806	60,105	60,135
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	—
	為替換算調整勘定	△ 8,428	△ 57,108	△ 27,323
	新株予約権	27	56	43
	連結子会社の少数株主持分	1,414,273	1,814,874	1,643,903
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,151,737	1,409,104	1,217,010
	営業権相当額(△)	36	223	262
	のれん相当額(△)	96,648	191,746	178,383
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	41,372	42,602	44,045
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	—	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	4,069,277	4,578,762	4,429,121	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	—	87,444	47,657	
計 (A)	4,069,277	4,491,317	4,381,464	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}	527,987	463,820	458,260	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	693,073	263,958	334,313
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,163	37,209	37,220
	一般貸倒引当金	48,889	64,131	59,517
	適格引当金が期待損失額を上回る額	193,061	13,070	67,758
	負債性資本調達手段等	2,507,177	2,368,389	2,523,062
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	1,055,578	870,112	998,288
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,451,598	1,498,277	1,524,774
計 (B)	3,481,365	2,746,760	3,021,872	
うち自己資本への算入額 (B)	3,481,365	2,746,760	3,021,872	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	—	
控除項目 (D)	738,262	730,976	737,792	
自己資本額 (E)	6,812,380	6,507,101	6,665,543	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	49,351,076	50,088,982	49,095,397
	オフ・バランス取引等項目	10,487,217	9,917,595	10,239,755
	信用リスク・アセットの額 (F)	59,838,293	60,006,577	59,335,152
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	378,136	291,765	430,220
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	30,250	23,341	34,417
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	4,034,689	3,134,164	3,351,976
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	322,775	250,733	268,158
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—	—
計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	64,251,120	63,432,507	63,117,349	
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%)	10.60%	10.25%	10.56%	
(参考) Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)	6.33%	7.08%	6.94%	
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%	5,140,089	5,074,600	5,049,387	

- (注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年度中間期末現在360,303百万円、平成20年度中間期末現在310,203百万円、平成19年度末現在360,303百万円です。
2. 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年度中間期末現在860,287百万円、平成20年度中間期末現在1,003,197百万円、平成19年度末現在933,481百万円です。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年度中間期末現在1,220,783百万円、平成20年度中間期末現在915,752百万円、平成19年度末現在885,824百万円です。
3. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、基本的項目の額に対する当該優先出資証券の割合は平成19年度中間期末現在12.97%、平成20年度中間期末現在10.32%、平成19年度末現在10.45%であります。
4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。))及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。なお、当社は、平成20年11月19日開催の取締役会決議に基づき、Sakura Preferred Capital (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券を平成21年1月26日付で全額償還いたしました。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定(ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定(ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定(ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格

- (注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
3. 監督事由
当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格

(注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由
当社の自己資本比率又はTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities (Cayman), Limited ("SBES")	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited ("SPCL")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由」 ^{(注)1} が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSB Treasury Company L.L.C.(以下、「SBTC-LLC」という。)が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率/Tier 1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、又は④「管理変更事由」(a)清算事由(清算、破産又は清算的会社更生)の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注2) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注4) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注5) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注4) 若しくは配当減額指示 ^(注7) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内であればならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注8) (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注5) 又は配当減額指示 ^(注7) がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注2) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注4) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

- (注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式
株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。
2. 支払不能証明書
株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。
支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a) 当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b) 配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a) 日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式（本優先出資証券を除く。）。

■ 所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)	29,265	30,939
ソブリン向けエクスポージャー	612	376
金融機関等向けエクスポージャー	1,434	1,976
特定貸付債権	2,040	2,502
事業法人等向けエクスポージャー	33,351	35,794
居住用不動産向けエクスポージャー	3,334	3,383
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	907	1,334
その他リテール向けエクスポージャー	3,602	3,795
リテール向けエクスポージャー	7,842	8,512
経過措置適用分	3,140	2,318
PD/LGD方式適用分	489	639
簡易手法適用分	648	577
内部モデル手法適用分	102	124
マーケット・ベース方式適用分	750	701
株式等エクスポージャー	4,380	3,659
信用リスク・アセットのみなし計算	3,177	2,311
証券化エクスポージャー	1,638	1,440
その他	3,451	3,141
内部格付手法適用分	53,839	54,857
標準的手法適用分	5,860	6,826
信用リスクに対する所要自己資本の額	59,699	61,682
金利リスク・カテゴリー	31	37
株式リスク・カテゴリー	10	5
外国為替リスク・カテゴリー	9	11
コモディティ・リスク・カテゴリー	—	—
オプション取引	—	0
標準的方式適用分	50	54
内部モデル方式適用分	252	180
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	303	233
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,228	2,507
所要自己資本の額合計	63,229	64,423

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「証券化エクスポージャー」には、標準的手法を適用する「証券化エクスポージャー」も含まれております。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権(含む適格購入事業法人等向けエクスポージャー)、長期決済期間取引、その他資産等が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. 債務者格付体系

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(単位：億円)

	平成19年度中間期末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	196,621	147,835	48,785	0.09%	44.79%	21.68%
J4-J6	136,037	106,778	29,259	1.12	41.52	69.44
J7 (除く J7R)	20,181	18,140	2,041	11.20	41.03	167.75
国・地方等	107,802	107,367	434	0.00	44.96	0.47
その他	64,672	53,735	10,937	1.41	43.33	71.79
デフォルト(J7R、J8-J10)	9,112	8,810	302	100.00	42.99	—
合計	534,424	442,666	91,758	—	—	—

(単位：億円)

	平成20年度中間期末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	199,282	144,131	55,151	0.10%	44.04%	23.98%
J4-J6	127,401	99,843	27,558	1.39	41.64	74.00
J7 (除く J7R)	18,051	16,022	2,029	11.65	42.08	173.11
国・地方等	136,480	131,942	4,538	0.00	43.66	0.62
その他	55,995	49,983	6,012	1.67	43.43	77.38
デフォルト(J7R、J8-J10)	11,477	10,828	648	100.00	42.94	—
合計	548,686	452,749	95,937	—	—	—

(注) 1. LGDはデフォルト時損失率であります。

2. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

(イ) 海外事業法人等

(単位：億円)

	平成19年度中間期末					
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	184,354	110,444	73,910	0.20%	42.06%	32.39%
G4-G6	9,571	7,252	2,318	1.89	44.59	111.40
G7 (除く G7R)	1,443	687	755	27.01	44.64	241.75
その他	925	579	345	1.45	44.97	98.47
デフォルト (G7R, G8-G10)	320	248	73	100.00	44.91	—
合計	196,612	119,211	77,401	—	—	—

(単位：億円)

	平成20年度中間期末					
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	211,001	137,450	73,552	0.18%	42.32%	28.96%
G4-G6	10,628	8,470	2,158	1.71	44.48	104.07
G7 (除く G7R)	2,594	1,524	1,070	21.61	44.85	235.75
その他	877	277	600	0.96	44.98	69.98
デフォルト (G7R, G8-G10)	1,557	1,379	178	100.00	45.00	—
合計	226,657	149,099	77,558	—	—	—

(注) 「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

②特定貸付債権

ポートフォリオの状況

(ア) 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ ウェイト	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			
		プロジェクト・ ファイナンス	オブジェクト・ ファイナンス	事業用不動産 向け貸付け	プロジェクト・ ファイナンス	オブジェクト・ ファイナンス	事業用不動産 向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,091	36	4,107	1,209	196	5,650
	(残存期間2年半以上)	70%	5,895	768	6,629	8,921	1,467	6,726
良	(残存期間2年半未満)	70%	386	17	476	361	11	360
	(残存期間2年半以上)	90%	1,979	181	1,269	2,000	75	976
可	115%	304	77	299	196	98	352	
弱い	250%	115	77	67	94	221	253	
デフォルト	—	58	31	—	41	62	—	
合計		9,829	1,186	12,847	12,822	2,130	14,318	

(イ) 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ウェイト	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末	
		(残存期間2年半未満)	70%	38
(残存期間2年半以上)	95%	8	—	
良	(残存期間2年半未満)	95%	935	752
	(残存期間2年半以上)	120%	867	898
可	140%	1,631	2,297	
弱い	250%	43	8	
デフォルト	—	—	32	
合計		3,523	4,028	

(2) リテール向けエクスポージャー

① 居住用不動産向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成19年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,149	88,162	987	0.32%	45.95%	25.09%	
		その他	8,773	8,773	—	0.61	67.04	67.68	
	延滞等	540	468	72	25.42	50.24	281.07		
デフォルト			1,175	1,167	8	100.00	46.11	25.03	
合計			99,637	98,570	1,067	—	—	—	

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成20年度中間期末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	92,381	91,518	864	0.39%	38.96%	24.59%	
		その他	8,209	8,209	—	0.80	59.77	70.09	
	延滞等	600	536	65	36.26	42.52	241.08		
デフォルト			1,234	1,227	7	100.00	43.25	35.51	
合計			102,425	101,489	935	—	—	—	

(注) 1. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

3. 「デフォルト」のLGDの加重平均には、EL defaultの加重平均を記載しております。なお、「デフォルト」のLGDの加重平均は、平成19年度中間期末現在48.11%、平成20年度中間期末現在46.09%になります。

② 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分	平成19年度中間期末								
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	未引出額	CCFの平均値	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
			残高	加算額						
カードローン	非延滞	4,382	3,726	656	—	1,459	44.98%	2.60%	79.53%	62.07%
	延滞等	383	372	11	—	44	25.20	9.27	81.98	120.53
クレジットカード債権	非延滞	9,442	6,265	3,177	—	36,767	8.64	1.15	79.82	26.83
	延滞等	66	54	12	—	—	—	74.69	82.52	139.25
デフォルト		187	160	28	—	—	—	100.00	82.55	48.93
合計		14,460	10,576	3,884	—	38,270	—	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分	平成20年度中間期末								
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	未引出額	CCFの平均値	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
			残高	加算額						
カードローン	非延滞	4,349	3,803	547	—	1,547	35.32%	2.11%	83.48%	53.64%
	延滞等	877	862	15	—	138	10.87	31.02	91.41	272.31
クレジットカード債権	非延滞	9,848	6,567	3,280	—	39,306	8.35	1.12	80.00	26.46
	延滞等	77	64	13	—	—	—	78.57	82.64	126.51
デフォルト		259	226	33	—	—	—	100.00	82.40	86.72
合計		15,410	11,522	3,888	—	40,991	—	—	—	—

(注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乗ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引当たりの残高増加額を推計する方法を使用しております。

2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。

3. 「延滞等」には、3カ月未満の延滞債権を記載しております。

4. 「デフォルト」のLGDの加重平均には、EL defaultの加重平均を記載しております。なお、「デフォルト」のLGDの加重平均は、平成19年度中間期末現在86.46%、平成20年度中間期末現在89.34%になります。

③その他リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成19年度中間期末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	17,057	16,839	218	1.66%	62.18%	63.36%
		その他	2,210	2,208	2	1.34	56.58	58.09
	延滞等		3,291	3,255	35	11.08	62.32	100.03
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,875	3,695	181	1.55	51.33	46.16
		その他	2,068	2,046	22	1.63	59.73	71.78
	延滞等		388	385	3	25.04	48.88	115.25
デフォルト			2,214	2,211	4	100.00	59.90	48.44
合計			31,104	30,640	464	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成20年度中間期末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	13,929	13,729	200	1.14%	59.43%	57.07%
		その他	2,356	2,351	5	1.18	50.24	50.10
	延滞等		4,295	4,262	33	11.03	64.19	103.16
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,259	2,798	461	1.44	47.83	53.19
		その他	2,282	2,262	20	1.82	63.21	79.14
	延滞等		387	383	4	24.91	46.16	110.67
デフォルト			2,495	2,457	39	100.00	64.64	69.04
合計			29,003	28,242	761	—	—	—

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。
 3. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 4. 「デフォルト」のLGDの加重平均には、EL defaultの加重平均を記載しております。なお、「デフォルト」のLGDの加重平均は、平成19年度中間期末現在63.78%、平成20年度中間期末現在70.16%になります。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

①株式等エクスポージャー

ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
マーケット・ベース方式適用分	2,567	2,361
簡易手法適用分	2,087	1,829
上場株式 (300%)	704	518
非上場株式 (400%)	1,382	1,312
内部モデル手法適用分	480	532
PD/LGD方式適用分	3,911	6,401
経過措置適用分	37,031	27,340
合計	43,509	36,102

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(単位：億円)

	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	3,437	0.05%	103.74%	5,139	0.05%	112.59%
J4-J6	112	0.55	187.78	158	0.70	197.76
J7(除くJ7R)	360	9.88	441.62	62	9.81	440.67
その他	2	0.58	137.58	1,041	0.06	101.51
デフォルト(J7R、J8-J10)	—	—	—	0	100.00	—
合計	3,911	—	—	6,401	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

②信用リスク・アセットのみなし計算

ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	16,596	9,864

(4) 損失実績の分析

①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成20年度中間期における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益の合計額)は、前年同期比1,590億円増加し、3,021億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、前年同期比1,099億円増加し、2,241億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比929億円増加して、1,548億円となりました。これは、国内外の景気減速を背景とした債務者の業況悪化等が要因であります。「ソブリン・金融機関向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比123億円増加して、124億円となりました。これは、金融市場の混乱により一部海外金融機関宛債権で与信コストが発生したことなどが要因であります。「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比152億円増加して388億円となりました。これは、デフォルト率が上昇したこと等が要因であります。

与信関係費用

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減	平成18年度	平成19年度
	中間期	中間期	中間期		平成18年度	平成19年度
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	580	1,431	3,021	1,590	1,450	2,486
三井住友銀行(連結) 合計	479	1,315	2,828	1,513	1,229	2,216
三井住友銀行(単体) 合計	332	1,142	2,241	1,099	895	1,478
うち 事業法人向けエクスポージャー	△75	619	1,548	929	587	1,432
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	7	1	124	123	△7	5
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	3	△0	1	2	5	1
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	△1	0	0	0	△1	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	192	236	388	152	439	598

(注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益のうち、国債等債券損益、株式等損益に計上されるものは含まれておりません。

2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。

3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。

4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

②損失額の推計値と実績値との比較

(単位：億円)

	平成19年度				平成20年度		
	損失額の推計値	損失額の実績値			損失額の推計値	損失額の実績値	
		引当控除後	中間期	年度		引当控除後	中間期
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	—	—	1,431	2,486	—	—	3,021
三井住友銀行(連結) 合計	—	—	1,315	2,216	—	—	2,828
三井住友銀行(単体) 合計	7,411	1,648	1,142	1,478	7,617	1,854	2,241
うち 事業法人向けエクスポージャー	6,374	1,115	619	1,432	6,201	921	1,548
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	108	90	1	5	92	75	124
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	45	40	△0	1	40	36	1
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	1	1	0	0	1	1	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	883	533	236	598	1,283	659	388

- (注) 1. 連結子会社及び関連会社の保証が付されている消費者ローン等にかかるもの及び「株式等エクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」にかかるものを除いて表示しております。
 2. 「損失額の推計値」は、期初のELであります。
 3. 「引当控除後」には、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額を控除した金額を表示しております。

■標準的手法に関する事項

リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	12,979	763	13,607	688
10%	5,538	—	5,579	—
20%	6,431	3,132	7,686	3,604
35%	12,965	—	13,858	—
50%	1,413	8	1,628	24
75%	18,742	—	17,053	—
100%	52,607	1	65,365	1
150%	241	—	328	—
合計	110,917	3,904	125,103	4,317

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。
 2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクの削減手法に関する事項

信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	適格金融資産担保	適格資産担保	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	20,917	27,656	30,339	30,462
事業法人向けエクスポージャー	7,955	27,641	7,875	30,446
ソブリン向けエクスポージャー	1	14	3,979	14
金融機関等向けエクスポージャー	12,960	1	18,485	1
標準的手法	1,382	—	2,127	—
合計	22,299	27,656	32,466	30,462

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	保証	クレジット・デリバティブ	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	41,127	2,935	54,603	2,585
事業法人向けエクスポージャー	34,178	2,935	46,861	2,585
ソブリン向けエクスポージャー	630	—	2,529	—
金融機関等向けエクスポージャー	3,768	—	2,869	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,545	—	2,342	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6	—	2	—
標準的手法	842	—	1,349	—
合計	41,970	2,935	55,952	2,585

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額

① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

② 与信相当額

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
グロスの再構築コストの額	31,244	40,241
グロスのアドオンの額	39,895	39,930
グロスの与信相当額	71,139	80,171
外国為替関連取引	31,501	39,512
金利関連取引	36,488	36,577
金関連取引	—	—
株式関連取引	21	17
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	2,481	2,934
クレジット・デフォルト・スワップ	648	1,131
ネットイングによる与信相当額削減額	35,561	37,220
ネットの与信相当額	35,577	42,951
担保の額	1,387	2,334
適格金融資産担保	501	1,324
適格資産担保	886	1,010
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	35,577	42,951

(注) 基礎的内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	15,380	2,935	11,092	2,585
プロテクションの提供	12,665	—	9,513	—

(注) 「想定元本額」には、「与信相当額算出の対象となるもの」と「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの」の合計額を記載しております。

■ 証券化エクスポージャー

ポートフォリオの状況

(1) 当社グループがオリジネーターである証券化取引

①オリジネーター（除くスポンサー業務）

ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成19年度中間期			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額	中間期の売却損益
事業法人等向け債権	3,648	1,204	2,443	3,743	82	2	—
住宅ローン	16,621	16,621	—	1,660	2	0	71
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	5,690	927	4,764	1,232	300	22	—
その他	1,831	74	1,758	911	2	1	—
合計	27,790	18,825	8,964	7,546	386	25	71

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成20年度中間期			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額	中間期の売却損益
事業法人等向け債権	2,410	1,547	863	2,300	112	5	—
住宅ローン	17,310	17,310	—	—	—	—	20
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,675	93	1,582	13	355	63	—
その他	2,291	949	1,342	—	3	6	—
合計	23,685	19,899	3,787	2,313	470	73	20

(注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。

2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。

3. 「その他」にはPFI事業（Private Finance Initiative：民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの）宛債権、リース料債権等が含まれております。

4. 連結自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。

5. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	2,316	167	—	1,222	29	—
住宅ローン	1,577	325	414	1,744	346	426
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	967	127	—	621	141	—
その他	893	71	—	759	111	—
合計	5,753	690	414	4,346	628	426

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,789	22	2,341	9
100%以下	—	—	—	—
650%以下	20	7	20	7
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	2,944	690	1,986	628
合計	5,753	719	4,346	644

② スポンサー業務

ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成19年度中間期		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額
事業法人等向け債権	8,824	8,824	—	31,484	1,044	1,028
住宅ローン	42	42	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	521	521	—	—	3	7
その他	1,241	1,241	—	2,601	5	2
合計	10,628	10,628	—	34,085	1,052	1,036

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年度中間期末			平成20年度中間期		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額
事業法人等向け債権	8,421	8,421	—	37,319	787	771
住宅ローン	36	36	—	—	4	4
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	701	701	—	1,674	27	35
その他	719	719	—	306	9	7
合計	9,877	9,877	—	39,299	826	817

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る中間期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る中間期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 連結自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	7,196	26	—	6,937	1	—
住宅ローン	42	—	—	36	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	521	—	—	670	—	—
その他	948	—	—	682	—	—
合計	8,707	26	—	8,325	1	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	7,398	50	7,369	46
100%以下	1,284	40	955	26
650%以下	—	—	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	26	26	1	1
合計	8,707	116	8,325	72

(2) 当社グループが投資家である証券化取引

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

ア. 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,080	707	—	3,217	662	—
住宅ローン	372	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	172	—	—	110	—	—
その他	581	45	—	264	20	—
合計	4,206	752	—	3,592	682	—

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	3,187	24	2,103	17
100%以下	163	10	290	14
650%以下	104	16	108	11
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	752	752	1,090	682
合計	4,206	802	3,592	724

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：億円)

	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	36,262	36,262	29,116	29,116
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー	5,192	—	6,477	—
合計	41,454	—	35,593	—

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：億円)

	平成19年度中間期	平成20年度中間期
損益	△474	△198
売却益	143	76
売却損	14	17
償却	604	258

(注) 中間連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	17,380	7,894

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△233	△620

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■ 種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末					合計
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	81,919	1,258	4,152	27,190	114,519
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,803	1	93	642	2,538
	建設業	16,965	511	111	1,622	19,209
	運輸、情報通信、公益事業	38,846	1,292	1,031	7,876	49,046
	卸売・小売業	65,714	531	4,294	6,839	77,379
	金融・保険業	90,021	10,087	12,572	2,689	115,370
	不動産業	84,191	1,208	360	2,546	88,305
	各種サービス業	66,292	613	729	5,462	73,096
	地方公共団体	12,194	6,377	20	36	18,627
	その他	206,834	90,084	860	45,908	343,686
合計	664,780	111,964	24,222	100,810	901,776	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	2,503	3,376	103	—	5,981
	金融機関	46,821	3,403	8,145	0	58,369
	商工業	98,024	1,591	2,868	—	102,483
	その他	31,462	3,196	240	3,663	38,561
	合計	178,810	11,565	11,356	3,663	205,394
総合計	843,590	123,529	35,577	104,474	1,107,170	

(単位：億円)

区分		平成20年度中間期末				
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	86,528	1,487	5,375	22,703	116,093
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,241	1	128	357	2,726
	建設業	15,326	420	124	1,209	17,078
	運輸、情報通信、公益事業	43,118	973	1,597	7,250	52,938
	卸売・小売業	66,555	601	6,043	5,193	78,392
	金融・保険業	98,492	8,797	13,444	2,754	123,488
	不動産業	81,965	3,403	416	1,938	87,721
	各種サービス業	66,285	1,108	817	4,512	72,722
	地方公共団体	18,447	5,195	51	92	23,785
	その他	192,176	113,405	986	43,761	350,327
	合計	671,132	135,389	28,980	89,769	925,270
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	4,802	5,863	99	—	10,764
	金融機関	42,616	2,929	10,138	0	55,684
	商工業	126,402	2,223	3,457	—	132,082
	その他	20,619	2,927	246	16,637	40,429
	合計	194,439	13,943	13,941	16,637	238,959
総合計		865,571	149,332	42,921	106,405	1,164,230

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
4. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 種類別及び残存期間別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	266,496	31,480	4,146	2,333	304,455
1年超3年以下	128,524	19,433	13,291	5,110	166,359
3年超5年以下	130,099	19,387	9,866	6,215	165,567
5年超7年以下	46,355	10,543	3,847	1,806	62,551
7年超	203,661	42,685	4,428	1,278	252,051
期間の定めのないもの	68,455	—	—	87,731	156,187
合計	843,590	123,529	35,577	104,474	1,107,170

(単位：億円)

区分	平成20年度中間期末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	257,824	25,770	6,185	3,682	293,461
1年超3年以下	142,523	34,940	16,884	8,796	203,142
3年超5年以下	124,061	51,982	9,290	11,278	196,612
5年超7年以下	47,339	10,131	4,675	2,755	64,901
7年超	220,826	26,509	5,887	2,370	255,591
期間の定めのないもの	72,998	—	—	77,524	150,523
合計	865,571	149,332	42,921	106,405	1,164,230

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	16,278	21,512
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,317	1,368
アジア	514	304
北米	667	914
その他	136	151
合計	17,595	22,880

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	2,067
	農業、林業、漁業及び鉱業	163
	建設業	1,694
	運輸、情報通信、公益事業	1,019
	卸売・小売業	3,089
	金融・保険業	890
	不動産業	5,525
	各種サービス業	3,763
	その他	3,304
	合計	16,278
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	398
	商工業	970
	その他	—
	合計	1,368
総合計	17,595	22,880

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成18年度末	平成19年度中間期末	平成19年度末	平成20年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	6,836	7,065	5,937	6,140	203
特定海外債権引当勘定	19	0	0	0	0
個別貸倒引当金	6,937	7,415	8,196	9,253	1,057
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	6,610	7,131	7,385	8,700	1,315
海外及び特別国際金融取引勘定分	327	284	811	552	△258
アジア	141	132	101	150	49
北米	129	109	681	301	△380
その他	57	43	29	102	73
合計	13,792	14,480	14,133	15,393	1,260

- (注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
 2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成18年度末	平成19年度中間期末	平成19年度末	平成20年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	6,836	7,065	5,937	6,140	203
特定海外債権引当勘定	19	0	0	0	0
個別貸倒引当金	6,937	7,415	8,196	9,253	1,057
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	6,610	7,131	7,385	8,700	1,315
製造業	436	650	763	978	215
農業、林業、漁業及び鉱業	4	10	13	11	△1
建設業	375	495	713	802	89
運輸、情報通信、公益事業	487	616	492	527	35
卸売・小売業	827	1,120	1,427	1,594	167
金融・保険業	87	91	192	287	95
不動産業	1,577	1,303	1,109	1,563	454
各種サービス業	1,546	1,309	1,352	1,545	194
その他	1,271	1,537	1,324	1,393	69
海外及び特別国際金融取引勘定分	327	284	811	552	△258
金融機関	9	6	9	28	19
商工業	318	278	802	524	△277
その他	—	—	—	—	—
合計	13,792	14,480	14,133	15,393	1,260

(注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

5. 業種別の貸出金償却の額

(単位：億円)

区分	平成19年度中間期	平成20年度中間期
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)		
製造業	183	143
農業、林業、漁業及び鉱業	1	3
建設業	78	252
運輸、情報通信、公益事業	60	63
卸売・小売業	256	240
金融・保険業	△3	97
不動産業	△43	226
各種サービス業	78	200
その他	59	219
合計	669	1,443
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分		
金融機関	0	20
商工業	△19	73
その他	—	—
合計	△19	93
総合計	650	1,536

(注) 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

■マーケット・リスクに関する事項

1. VaRの状況(トレーディング)

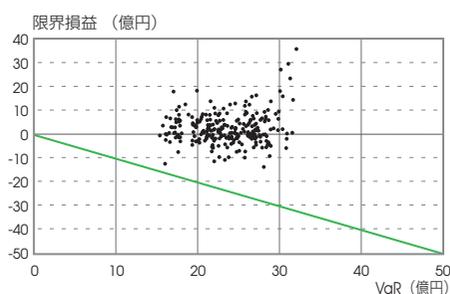
(単位：億円)

	平成19年度中間期	平成20年度中間期
期末日	22	21
最大	43	28
最小	21	15
平均	29	21

(注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
 2. 個別リスクを除いております。
 3. 主要連結子会社を含めております。

2. バックテストの状況(トレーディング)

平成20年度中間期末から過去1年間(平成19年10月～平成20年9月)を対象としたバックテストの結果は以下のとおりであります。前年同期に引き続き、実際の損失額は、VaRの値に収まっております。



(注) グラフ上の斜めに走る線よりも点の下にある場合は、当日予測したVaRを上回る損失が発生したことを表します。

■銀行勘定(バンキング業務)における金利リスクに関する事項

VaRの状況

(単位：億円)

	平成19年度中間期	平成20年度中間期
期末日	276	290
最大	593	345
最小	209	269
平均	358	312

(注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
 2. 主要連結子会社を含めております。

■オペレーショナルリスクに関する事項

手法毎の所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成20年度中間期末	平成19年度末
先進的計測手法	2,018	2,245
基礎的手法	489	437
合計	2,507	2,682